

「(仮称) 松本市公契約条例の骨子 (案)」とは？



意見募集期間：

令和5年2月9日から令和5年3月10日

Q どんな内容なの？

松本市は、公共工事や市民サービスに係る業務委託など、さまざまな契約（公契約）を締結していますが、こうした公契約に関する市としての基本方針を定めるとともに、公契約の活用を通して、労働環境の向上、地域経済の活性化、市民サービスの向上などを図るものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

松本市は、平成27年1月「松本市の契約に関する方針（内規）」を定めて以降、建設工事に係る最低制限価格制度の改正、総合評価落札方式の見直し、社会保険未加入対策への取組みなど、同方針に基づく事業者の適正利潤の確保や、労働環境の向上につながる制度改正に取り組んできました。

近年、社会全体として働き方改革が求められているほか、公共サービスを担う地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組みなどの必要性が指摘されています。

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保につながるものですが、労働環境の整備は、事業者側にとっても優秀な担い手の確保や育成、健全で安定した経営環境につながり、ひいては、地域経済の健全な発展にもつながるものと考えています。

ご意見
お待ちしております！

